

みなと VISA カード&みなとマスターカード個人会員規約新旧対照表

改定後	改定前	備考欄
みなとVISAカード&みなとマスターカード会員規約 第1部一般条項 第2章 カードの管理 <u>第9条の2（会員利用総枠）</u> <u>1. 当社は、各本会員につき、本規約第9条で定めるカードの利用枠とは別に本会員に貸与した全てのカードの中で割賦利用枠が最も高いカード（以下「親カード」という）の割賦利用枠と同額を本会員および家族会員に貸与した全てのカードに係るリボルビング払いならびに分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いの利用金額合計の上限（以下「会員利用総枠」という）と定めるものとします。また、親カードの解約（本規約に定める解約事由が存在する場合を除く）もしくは割賦利用枠の減額または親カード以外のカードの割賦利用枠の増額等により、割賦利用枠が最も高いカードが親カード以外のカードとなった場合は、当該カードを新たな親カードと定めるものとします。なお、親カードを定めるに際し、割賦利用枠が最も高いカードが複数ある場合は、当社が親カードを任意に定めるものとします。</u> <u>2. 当社は、会員利用総枠について親カードの有効期限更新毎にこれを見直すものとします。</u> <u>ただし、親カードの有効期限更新後、次回有効期限更新までの間に、前項による親カードの変更（複数の親カードの変更を含む）が行われた場合において、当該期間内に会員利用総枠の見直しが一度も行われなかった場合、当該期間における当初親カードの有効期限で会員利用総枠の見直しを行うこととします。</u> <u>また、会員利用総枠の見直しに際し、会員は、当社から求めがあった場合、会員利用総枠の見直しに必要と当社が判断する書類の提出・事実の照会に応じるものとします。</u> <u>3. 当社は、会員利用総枠の見直しを行った結果、法令の定め等により当社が必要と認めた場合、会員利用総枠および当社が貸与した全てのカードの利用枠を任意に減額できるものとします。</u> <u>4. 当社は、会員が、本規約第21条、第22</u>	みなとVISAカード&みなとマスターカード会員規約 第1部一般条項 第2章 カードの管理	(新設)

みなと VISA カード & みなと マスターカード 個人会員規約新旧対照表

改定後	改定前	備考欄
<u>条、第 2 3 条で定める、期限の利益の喪失、会員資格の取消し、退会に該当した場合、会員利用総枠を取消することができるものとし、当社が貸与した全てのカードの利用枠も取消しされるものとします。</u> <u>5. 当社は、親カードが解約となった場合、当社が貸与した他の全てのカードを解約することとします。ただし、本条第 1 項による親カードの変更を伴う親カードの解約の場合はこの限りではありません。</u> 第 3 章 カード利用代金等の決済方法 第 1 6 条（代金決済口座および決済日） 4. 本会員が当社に支払うべき債務のうち第 3 8 条に定めるキャッシングリボおよび第 4 3 条に定める海外キャッシングサービスの返済元金について本条第 1 項で本会員が指定する決済口座からの口座振替、または自動払込みの結果を当社が金融機関等から受領し、当該債務に関して支払いが完了したことを確認するまでは、当社は当該返済元金を第 9 条第 6 項に定める未決済残高から減算しないものとします。 第 4 章 期限の利益の喪失・会員資格の取消し・退会等 第 2 4 条（費用の負担） 2. 会員は、支払期日において当社に支払うべき債務（ただし、キャッシング利用代金を除く）の口座振替もしくは自動払込みができない場合、または当社指定口座への振込が支払期日までにされなかった場合には、システム処理料および事務手数料等として、<u>当社所定の手数料</u>を負担するものとします。 <ご相談窓口> 2. <u>カード等の利用、請求内容等に係るお問い合わせおよび</u>宣伝印刷物の送付等営業案内の中止のお申出は、下記お客さまサービスデスクまでお願いします。 (<u>2025年4月</u>改定)	第 3 章 カード利用代金等の決済方法 第 1 6 条（代金決済口座および決済日） 4. 本会員が当社に支払うべき債務のうち第 3 8 条に定めるキャッシングリボおよび第 4 3 条に定める海外キャッシングサービスの返済元金について本条第 1 項で本会員が指定する決済口座からの口座振替、<u>引落とし</u>または自動払込みの結果を当社が金融機関等から受領し、当該債務に関して支払いが完了したことを確認するまでは、当社は当該返済元金を第 9 条第 6 項に定める未決済残高から減算しないものとします。 第 4 章 期限の利益の喪失・会員資格の取消し・退会等 第 2 4 条（費用の負担） 2. 会員は、支払期日において当社に支払うべき債務（ただし、キャッシング利用代金を除く）の口座振替<u>引落とし</u>もしくは自動払込みができない場合、または当社指定口座への振込が支払期日までにされなかった場合には、システム処理料および事務手数料等として、<u>440円（税込）</u>を負担するものとします。 <ご相談窓口> 2. 宣伝印刷物の送付等営業案内の中止のお申出は、下記お客さまサービスデスクまでお願いします。 (<u>2024年10月</u>改定)	(削除) (削除) (変更) (追加) (変更)